

# 会員資格の取り消し 基準について



楽ノリanytimeは、他の会員様のご利用機会を妨げる行為やご迷惑となる行為を行う会員様に対し、貸渡約款に基づき、会員資格の取消し基準を設定しております。

※下記に当てはまらない項目・行為についても、弊社が不適切と判断した場合、貸渡約款に基づき会員資格を取り消す場合がございます

項目	内容	対応
無断延長	無断延長をした上、後予約の会員様にご迷惑をお掛けする行為	3回で会員資格取り消し
非会員への車両貸与	非会員への車両貸与を行った場合 (非会員の運転含む)	会員資格取り消し
事故	事故発生時に、法令上および弊社所定の措置を怠った場合 ※事故時の会員資格の取り扱いはこちら	会員資格取り消し
車内喫煙	タバコを吸っているところを発見、もしくはタバコを吸った事実を弊社が把握した場合※電子タバコ含む	会員資格取り消し
ペット同乗	ペットの同乗を発見、もしくは同乗している事実を弊社が把握した場合	会員資格取り消し
灯油運搬	車両に積載しているところを発見、もしくは、利用後に積載事実を弊社が把握した場合	会員資格取り消し
料金の支払い	料金の支払遅延及び未払い	会員資格取り消し
乗り捨て	無断での乗り捨てを行った場合	会員資格取り消し
駐車違反	駐車違反をして警察への出頭がない場合	会員資格取り消し
他の会員様にご迷惑をお掛けする行為	過度な未利用キャンセルなどを繰り返し、勧告後も改善が見られない場合など	会員資格取り消し

※個人・法人、すべての会員が対象となります

※法人の場合、アカウントの取り消しになる場合がございます

※会員資格が取り消しとなった場合、会員情報を楽ノリanytime、楽ノリレンタカー内で共有し、他サービスの入会資格・会員資格その他サービス提供の可否の確認や判断に利用する場合がございます

※駐車場の他の利用者のご迷惑とならないようご利用ください

## ■ 事故時の会員資格の取り扱いならびに費用請求について

内容	対応
貸渡約款または弊社が規定するルールに違反があった場合	会員資格取り消し 車両の修理実費請求（※3）
事故解決にご協力いただけない場合	
負傷者の救護、警察への届出など、事故発生時の法令上の義務を怠った場合	
事実と異なる申告があった場合	
会員様からの事故申告がなく、弊社の調査、または警察や相手方などの第三者の申告により弊社が事故を認知した場合	
重大な過失が原因の事故（※1）	
全損及び車両大破による自走不能事故を2年以内に2回起こした場合（※2） 図a	会員資格停止または取り消し 車両の修理実費請求（※3）
2年以内に複数回事故を起こした場合（※2） 図b	

※1: 車両の損傷度合に関わらず、道路交通法で定める安全運転義務に違反し、正常な運転ができないおそれがある状態（病気、薬物など）で事故を起こした場合。

※2: 2020年10月1日（0時00分）以降に発生した事故からカウントいたします。

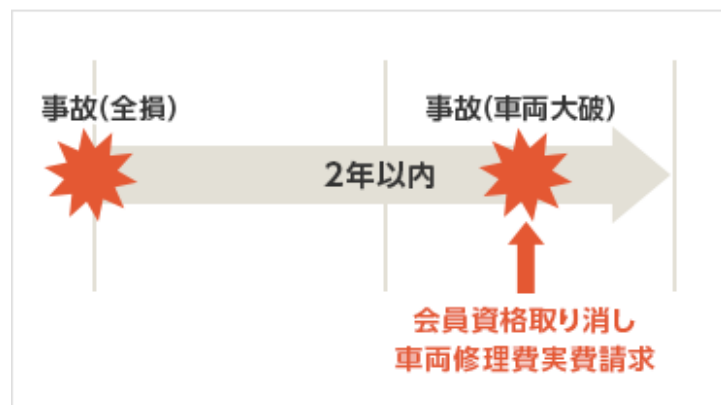
ただし、会員様に責任のない事故は、カウントから除外いたします。

※3: 補償制度の内、車両補償のみ適用不可となりますので、弊社車両の修理実費をお支払いいただきます。

ただし、約款又はルール違反、もしくは会員様に起因する重大な過失による事故の場合は、すべての保険・補償が適用不可となります。

※発生した事故を弊社で精査した上で、上記表の対象になる場合、該当会員様へ個別にご案内させていただきます。なお、会員様と弊社にて別途取り決めをした場合、その内容が優先されます。

図a:  
重大な事故を2回起こした場合



図b:  
事故発生日から2年以内に複数事故を起こした場合

